

2019年10月4日付フランス共和国官報（JORF：The Journal officiel de la République française）第0231号
本文 No 25

モデル種に関する2019年9月3日付法令（アレテ：Arrêté）

NOR: ESRR1914569A

ELI:

<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/arrete/2019/9/3/ESRR1914569A/jo/texte>

軍事大臣、環境連帯移行大臣、連帯保健大臣、高等教育・研究・イノベーション大臣および農業・食糧大臣は、

[環境法典](#)、特にL.412-5条に鑑み、

[公衆衛生法典](#)、特にL.1413-8条に鑑み、

以下を定める。

第1条 [本条の詳細](#)

[前述の環境法典第L.412-5条に従い](#)、生物学的メカニズムの研究のために科学界によって優先的に利用され、その結果を進化の過程での機能と遺伝子の保存に基づいて他のアクセス性の低い種または記録されていない種に拡張することができる種をモデルと見なす。

第2条

第1条で言及されている当該種は、本法令の附属書に記載されている。このリストは研究実施の進展に応じて改訂される場合がある。

第3条 [本条例の詳細](#)

[公衆衛生法典のL.1413-8条の3](#)で言及されている生物学的資源は、本法令の第1条に基づくモデルとは見なされない。

第4条

第2条に記載されているリストの種が、特に商業用途が想定されている場合、第1条に定義されている生物学的メカニズムの知識の改善と共有に直接関与しない目的に使用される場合、モデルとしてのその特性は主張できない。

検討中の遺伝資源へのアクセスは、上記の L. 412-5 条に記載されている規則に従う。

第5条

軍事大臣、環境連帯移行大臣、連帯保健大臣、高等教育・研究・イノベーション大臣および農業・食糧大臣は、各々その所轄事項に関して、本法令の実施責任を負い、本法はフランス共和国官報に公示される

• 附属書

附属書

研究のためのモデル種のリスト

URL <http://www.enseignement-recherche.gouv.fr/>、「研究」セクション、「研究実践の管理」サブセクションで、または研究担当大臣の当該課に請求することにより入手可能である。このリストは、研究実施の進展に応じて改訂される場合がある。

(リストの和訳は別紙)

2019年9月3日作成

高等教育・研究・イノベーション大臣

同大臣の代理として委任により:

パフォーマンス・財務・研究機関契約化 (contractualisation) 副部長 (L'adjoint au chef du service de la performance, du financement et de la contractualisation avec les organismes de recherche: SPFCO)

D. Rousset

軍事大臣,

Florence Parly

環境連帯移行大臣,

同大臣の代理として委任により:

水・生物多様性局長

T. Vatin

連帯保健大臣,

同大臣の代理として委任により:

保健総局長,

J. Salomon

農業・食糧大臣,

同大臣の代理として委任により:

企業の経済的・環境的パフォーマンス総局長 (La directrice générale de la performance économique et environnementale des entreprises)

V. Métrich-Hécquet